

国保高齢受給者証

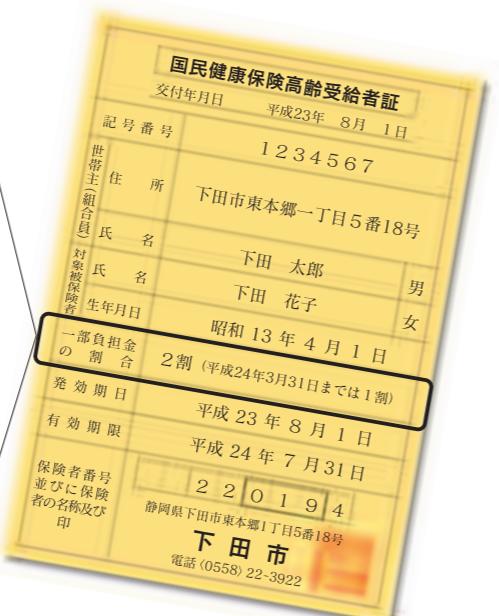
高齢受給者証の更新は毎年8月1日です。新しい証は7月下旬に郵送します。高齢受給者証は70歳の誕生日の翌月（1日生まれの方は誕生日）から交付されます。これから70歳になる方には、誕生日の下旬に随時高齢受給者証を郵送します。

自己負担割合

自己負担割合は、住民課税状況と前年の所得などによって決定します。

割合	対象となる方	
3割	現役並み所得者	同一世帯に住民税課税標準所得額が145万円以上の70歳～74歳までの国保被保険者がいる方 ただし、70歳～74歳までの国保被保険者の収入合計が2人以上の場合で520万円未満、1人の場合は383万円未満である場合、申請すると1割になります。
1割	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当しない方
	低所得者Ⅱ	同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の方 (低所得者Ⅰ以外の方)
	低所得者Ⅰ	同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税であって、各所得がいずれも0円の方 (年金の所得は控除額を80万円として計算)

受給者証・保険証の内容（住所・氏名・生年月日）を確認しましょう！
また、有効期限の過ぎた古い証書は、細かく裁断し破棄してください



黄色に変わります



藤色に変わります

■「限度額適用認定証」、「標準負担額減額認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」は申請が必要です

ひと月に支払う医療費の支払いが高額になった時は、自己限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。しかし、入院の際は医療費が高額になりやすく、経済的な負担が大きくなります。事前に「限度額適用認定証」を医療機関に提示することにより、医療費の支払いが自己負担限度額まで済みます。

◎「限度額適用・標準負担額減額認定証」は70歳以上で非課税世帯の方が入院される際に必要となります。

◎「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」は70歳未満の方が入院される際に必要となります。

※「限度額適用認定証」は国民健康保険税に未納があると交付できません。「標準負担額減額認定証」は入院時の食事代が減額される証で、非課税世帯の方に交付されます。

これらの証の更新時期も毎年8月1日になります。引き続き利用される方は再度申請が必要になります。

※申請月の1日から適用になります。

申請に必要なもの 国民健康保険証・印鑑

※本人以外の方が来庁される場合は、その方の本人確認できるものが必要になります。また、同一世帯で無い方の場合は、委任状も必要になります。

■ 8月1日より「特定疾病療養受療証」が更新となります

現在ご利用の方には7月下旬に更新したものを送付します。負担割合は前年の所得と世帯状況より毎年判定する為前回と異なる場合があります。お手元の「特定疾病療養受療証」をご確認ください。

◎「特定疾病療養受療証」は厚生労働大臣が指定する特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固剤の投与に起因するHIV感染症）の方が病院などの窓口で必要となります。

8月1日から 国保高齢受給者証と 後期高齢者保険証 が切り替わります

問合せ先 健康増進課国保年金係 ☎ 3922

後期高齢者医療保険証

後期高齢者医療保険証の更新は毎年8月1日です。新しい保険証は7月下旬に「黄色封筒」で郵送します。また、これから75歳になる方にも、誕生日の前月には保険証を郵送しますので、誕生日からはその保険証をお使いください。

自己負担割合

自己負担割合は、住民課税状況と前年の所得などによって決定します。

割合	対象となる方	
3割	現役並み所得者	同一世帯に住民税課税標準所得額が145万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる方 ただし、次の条件にあてはまる方は、申請することにより「1割」になります。 <ul style="list-style-type: none">・世帯に被保険者が1人で、その人の収入が383万円未満の方・世帯に被保険者が2人以上で、被保険者の収入合計額が520万円未満の方・世帯に被保険者が1人で同じ世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合、その人の収入も含めて520万円未満の方
1割	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当しない方
1割	低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の方 (低所得者Ⅰ以外の方)
1割	低所得者Ⅰ	世帯全員が住民税非課税であって、世帯全員の所得が控除等（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円になる方

■「限度額適用・標準負担額減額認定証」について

対象者 世帯全員が住民税非課税（低所得者Ⅱまたは低所得者Ⅰ）の被保険者

内 容 入院したときの食事代が減額されます。
入院時に窓口での医療費の自己負担額が自己負担限度額までとなります。

- ・低所得者Ⅰの方 月額15,000円
- ・低所得者Ⅱの方 月額24,600円

※認定証が交付されていないと適用されません。

既に認定証をお持ちの方

今年度も交付要件に当てはまる方は、自動更新され再度申請の必要はありません。新しい認定証については、8月中に市役所から送付されます。

認定証をお持ちでない方

現在、認定証をお持ちでなく、交付要件に当てはまる方は市役所の健康増進課担当窓口に申請をしてください（申請がないと認定証は交付されません）。

■ 後期高齢者医療保険料のお知らせは8月中旬に郵送します

平成22年中の所得に基づき、8月に平成23年度の後期高齢者医療保険料を決定します。既に今年度の保険料を年金より納付（徴収）されている方は決定した保険料から納めていただいた額を差し引いた、残りの額を納めさせていただくことになります。

保険料の決定に関するお知らせを8月中旬に郵送しますので、詳しくはそちらをご確認ください。

平成23年度 保険料率等

賦課限度額	50万円
均等割額	36,400円
所得割率	7.11%

保険料=均等割額36,400円+所得割額×

※基礎控除(33万円)後の総所得金額等×所得割率(7.11%)